



弁護士さんに事件の依頼をすると 高いお金を取られるのではないですか？



弁護士の費用は10,000円(税別)から、あなたの要望を持って、問題解決をするために、何が必要かご説明いたします。
法律文書の作成で十分であれば、それほど費用はかかりません。また、事件解決の受任をする場合でも、あなたが得られる経済的利益に見合う費用を設定いたします。



弁護士費用の一例は、下の表のとおりです。
この表に当てはまらない場合でも、事件を受任いたします。
費用については、お気軽にお問い合わせください。

※(税別)

法律文書の作成	弁護士表示なし	1万円～
	※法テラス利用の場合	2千円
	弁護士表示あり	3万円～
	契約書	5万円～
	遺言書	10万円～



実際に事件解決を依頼する場合の 費用が心配です。



弁護士に事件を依頼する場合
弁護士費用として
①着手金 ②報酬金
事件を進める上で発生する費用として、
③実費
が必要となります。
法テラスによる弁護士費用の立替払いが利用できる場合には、①着手金、②報酬金、③実費を分割して支払うことができます。
詳しくは、法テラスのサイト(法テラスへのリンク)を参照ください。



どうして着手金が必要なのですか？



着手金とは事件に着手する際に必要となる費用です。
弁護士との契約は、法律事務の委任契約になります。委任者が受任者に法律事務を委ねる際には、委任事務を処理する労力に対する対価を支払う必要があるからです。
着手金をいただく以上、受任した弁護士には、あなたに対して、事件の経過についての報告義務がありますし、事件処理をするに際して、誠実に取り組む義務があります。



結果が得られなかった場合でも報酬を支払うのですか？



報酬金とは事件の結果に応じて成功報酬として必要となる費用です。
結果がまったく得られなかった場合には、報酬を支払う必要はありません。ただし、離婚の成立や和解的な解決などを得られた場合には、その程度に応じて成功報酬をいただきます。契約の際に、何をもちて成功報酬とするかについては、あなたの意見を尊重した上で、協議の上、定めます。



着手金とは別に実費が必要なのはどうしてですか？



実費とは収入印紙、郵便代金、交通費等の事件を進めるに当たって関係各所に支払う費用です。
弁護士の業務を遂行するためには、裁判所に納める収入印紙や、内容証明郵便など特殊な郵便を送るために様々な費用がかかります。その費用がどれくらいかかるか、事件に着手した当初には予想することができません。そのため、あなたから実費を一定額お預かりし、事件終了時に過不足があれば精算いたします。



弁護士費用の一例は、下の表のとおりです。
この表に当てはまらない場合でも、事件を受任いたします。
費用については、お気軽にお問い合わせください。

※(税別)

離婚事件/協議離婚書作成の場合	手数料	5万円～
	着手金	15万円～
調停対応の場合	報酬金	経済的利益の16%から3%
	着手金	20万円～
訴訟対応の場合	報酬金	経済的利益の16%から3%
	着手金	15万円
遺産分割事件	報酬金	経済的利益の16%から3%程度
	着手金	債権者一社あたり3万円
債務整理	報酬金	和解成立の場合 2万円
	着手金	25万円
破産事件/個人の場合	報酬金	5万円
	着手金	50万円
法人の場合	報酬金	10万円
	着手金	20万円～
刑事事件/簡明な事件	報酬金	(不起訴となった場合など)20万円～
	着手金	30万円～
通常の事件	報酬金	(不起訴となった場合など)30万円～
	着手金	40万円～
複雑な事件	報酬金	(不起訴となった場合など)40万円～
	着手金	10万円～
金銭請求事件/金銭請求をする場合(裁判外)	報酬金	経済的利益の16%から3%
	着手金	10万円～
金銭請求をされている場合(裁判外)	報酬金	請求排除額の10%
	着手金	20万円～
金銭請求をする場合(裁判)	報酬金	経済的利益の16%から3%
	着手金	20万円～
金銭請求をされている場合(裁判)	報酬金	請求排除額の10%
	着手金	

※弁護士費用などについて不明な点があれば、一から丁寧に答えさせていただきます。